

公的資金の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する規則

平成 28 年 9 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(文部科学省：平成 26 年 2 月 18 日改正)において、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス教育および誓約書に関して定めることを目的とする。

(コンプライアンス教育)

第 2 条 ① 国、地方公共団体またはその外郭団体等(以下、「配分機関」という。)から ADDS(以下、「ADDS」という。)に交付される公的資金(以下、「公的資金」という。)の運営・管理に関わるすべての職員等は、公的資金の適切な運営・管理のために、不正防止対策の一環として ADDS が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。

② コンプライアンス教育の対象となる職員等の範囲は、以下のとおりとする。

1 ADDS に所属する職員

ア 常勤職員

イ 非常勤職員のうち、公的資金の運営・管理に関わる者

ウ ADDS が直接雇用していない研究者等のうち、公的資金の運営・管理に関わり、かつ他の機関に所属していない者

2 ADDS 以外の機関に所属する者

ア 公的資金の運営・管理に関わる研究者

イ 公的資金で雇用されている職員

なお、上記ア～イのうち、派遣職員については、原則として対象外とする。

(誓約書)

第 3 条 ① 公的資金の運営・管理に関わるすべての職員等は、コンプライアンス教育受講の機会等に、次の事項を含む誓約書を、提出しなければならない。

1 ADDS および配分機関の規則等を遵守すること

2 不正を行わないこと

3 規則等に違反して不正を行った場合、ADDS や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

② 誓約書提出の対象となる職員等の範囲は、前条第 2 項に拠る。

(事務)

第 4 条 この規則に係る事務は、管理部が主管する。

(細則の改廃)

第 5 条 この規則の改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

誓約書
ADDS 理事長 殿

ADDS において公的資金を使用して教育研究活動に従事するにあたり、公的資金が国民の税金を原資としていることを理解した上で、ADDS 研究倫理要綱に則り、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 ADDS 及び配分機関の規則等を遵守すること
 - 2 不正を行わないこと
 - 3 規則等に違反して不正を行った場合、ADDS や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 以上

平成 年 月 日

所属

職員番号

氏名

(自 署)